

鳥取県告示第500号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月10日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ぼやーじゅ	宅老所きなんせ美萩野	鳥取市美萩野一丁目126	平成24年7月1日	通所介護
社会福祉法人こうほうえん	訪問介護事業所にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	平成24年7月2日	訪問介護
〃	短期入所生活介護にしまち幸朋苑	〃	〃	短期入所生活介護